

2017（平成29）年用年賀葉書（四面連刷）の販売方法等

1 前売渡期間（10/14～10/31）中の取扱い

申込書に必要事項を記入いただき、原則として、お客さま又はお客さまの納品先が印刷会社であることを確認の上、前売渡しさせていただきます。

これは、年賀葉書（四面連刷）が、主として印刷会社での大量印刷用に発行しているものであり、前売渡期間についても、印刷会社が年賀葉書販売開始後できるだけ早く、印刷した年賀葉書を店頭に並べることができるよう特別に設定している期間のため、これ以外の目的（個人でのご利用等）でのご利用は控えさせていただきます。

郵趣等でご利用の個人のお客さまにはついては、11/1から販売します。

2 販売期間中（11/1～1/6）中の取扱い

申込書に必要事項を記入いただき、販売させていただきます。

3 差出時の注意点

差し出しがされる場合は、必ず4枚（1枚につき、長辺148mm、短辺100mm）に切り離してください。

4 その他

オリジナル用年賀葉書（四面連刷）についても同様の取扱いとなります。